

送りつけ商法にご注意！

送りつけ商法とは、注文していないにも関わらず商品を送りつけて金銭を請求する商法のことです。「ネガティブ・オプション」「カニカニ詐欺」などとも言います。近年増加傾向にあり、被害件数はここ5年で7倍、毎年1000件以上の相談が国民生活センターへ寄せられています。

今回は、送りつけ商法の事例、対応方法などをお伝えします。

◎ こんな被害が起きています！

○知らない業者から、「注文した商品が入荷したので送ります。」という電話が掛かって来た。覚えがないと言うと、「こちらは、注文を貰ったので住所、氏名がわかっている。もしかしてご家族が注文したのでは。」という。家族に確認しても頼んでいないと言うので、「誰も頼んでいないので、購入しません」と業者へ電話連絡したのだが、後日商品と請求書が送られて来た。

○協力したら謝礼がもらえるアンケートが届いたので郵送回答した。後日業者より「商品購入の申し込みで該当する箇所にチェックがあったため、売買契約が締結した。」として商品が送られて来た。

○孫を名乗る人物から「果物を送るから、後日農園から連絡が入ります。」と連絡が来た。後日農園から送付先を確認する電話が掛かって来たので教えたところ、高額な果物が代金引換で送られて来た。

○父の葬儀中に亡父宛ての小包が実家へ届いた。留守番の方が代わりに受け取り開封したところ、数珠と振り込み用紙が入っていて、商品受け取り後5日以内に支払うように記載されていた。

※送りつけられる商品の例

- ・カニやホタテなどの魚介類、桃やリンゴなどの果物（冷凍のため保管が困難だったり、生ものなので消費期限が短いため対応しづらいもの）
- ・本、写真集やDVD（宗教関係・皇室関係・政治団体や叙勲者にちなむものなど断りづらいもの、内容が成人向けなど他人に言いにくいもの）
- ・健康食品や開運グッズ（家族が頼んだと思込みそうなもの）



◎ もしも商品が送られて来てしまったら！

○まず、注文していないのに送りつけられた商品は、受け取りを拒否してください。特に代金引換の場合、支払ってしまうと返金交渉は非常に困難です。申し込み者が不明な場合は一旦「受取保留」にし、家族に確認してみましょう。

○もし、受け取ってしまった場合はすぐに商品を使ったり捨てたりしてはいけません。「特定商取引法」により14日間は保管義務が発生し、それ以降に処分することができます。保管中に商品を使用したり処分すると、購入の承諾とみなされ代金を支払わなくてはなりませんので注意が必要です。

○困ったときは、最寄りの駐在所または警察相談専用ダイヤル「#9110」までご連絡を！

【不審者や不審車両を見かけたら、警察署・最寄りの駐在所または役場総務課までご連絡を！】

苫小牧警察署 ☎ 0144 ☎ 0110・追分駐在所 ☎ ☎ 2003・安平駐在所 ☎ ☎ 2339

早来駐在所 ☎ ☎ 2030・遠浅駐在所 ☎ ☎ 2211・役場総務課 ☎ ☎ 2511